

特定工場届出の手引き

静岡県 経済産業部 企業立地推進課

特定工場には、原則として、全て一律に工場立地法の規制がかかります。冊子をよく読んで、必要な届出を行ってください。

目 次	
静岡県内の工場立地法担当窓口	2
1. 工場立地法の趣旨	4
2. 届出の対象～特定工場とは～	4
3. 届出の要否～どんな時、届出が必要か～	5
4. 規制の内容	8
(4.1) 生産施設面積率	8
(4.2) 緑地面積率・環境施設面積率	10
(4.3) 環境施設の配置	14
5. 届出の方法	15
6. 各市町の環境施設面積率	17
7. 立地法Q & A～よくある質問～	18
8. 書類の記載例	20

＊ この冊子では、次の略語を使用しています。

法：工場立地法

令：工場立地法施行令

規則：工場立地法施行規則

準則：工場立地に関する準則

＊ 下記の工場については、法で定められた緑地面積率や環境施設面積率等に満たなくとも、一定条件を満たせば、増設することができます場合があります。

- 現在ある場所に、昭和49年6月28日以前から立地している工場
- 「工場団地特例」の適用を受けている工業団地内の工場
- 工場集合地に立地している工場

工場立地法に関するお問合せ先・届出先は、
2、3ページの**静岡県内の工場立地法担当窓口**をご覧ください。

静岡県内の工場立地法担当窓口

立地する市町	担 当 課	電話番号	住 所
静 岡 市	産業振興課	054-354-2046	〒424-8701 静岡市清水区旭町 6-8
浜 松 市	産業振興課	054-457-2282	〒430-8652 浜松市中区元城町 103-2
沼 津 市	商工振興課	055-934-4744	〒410-8601 沼津市御幸町 16-1
熱 海 市	観光経済課 産業振興室	0557-86-6204	〒413-8550 熱海市中央町 1-1
三 島 市	企業立地推進課	055-983-2715	〒411-8666 三島市北田町 4-47
富 士 宮 市	商工振興課	0544-22-1154	〒418-8601 富士宮市弓沢町 150
伊 東 市	産業課	0557-32-1734	〒414-8555 伊東市大原二丁目 1-1
島 田 市	内陸フロンティア推進課	0547-36-7125	〒427-8501 島田市中央町 1-1
富 士 市	産業政策課	0545-55-2906	〒417-8601 富士市永田町一丁目 100
磐 田 市	産業政策課	0538-37-4904	〒438-8650 磐田市国府台 3-1
焼 津 市	商業・産業政策課	054-626-2260	〒425-8502 焼津市本町二丁目 16-32
掛 川 市	産業労働政策課	0537-21-1125	〒436-8650 掛川市長谷一丁目 1-1
藤 枝 市	産業集積推進課	054-643-3244	〒426-0026 藤枝市岡出山 2 丁目 15-25
御 殿 場 市	商工振興課	0550-82-4683	〒412-8601 御殿場市萩原 483
袋 井 市	産業政策課	0538-44-3155	〒437-8666 袋井市新屋一丁目 1-1
下 田 市	統合政策課	0558-22-2212	〒415-8501 下田市東本郷一丁目 5-18
裾 野 市	渉外課	055-995-1858	〒410-1192 裾野市佐野 1059
湖 西 市	商工観光課	053-576-1215	〒431-0492 湖西市吉美 3268
伊 豆 市	観光商工課	0558-72-9911	〒410-2413 伊豆市小立野 24-1
御 前 崎 市	商工観光課 企業港湾室	0537-85-1164	〒437-1692 御前崎市池新田 5585
菊 川 市	商工観光課	0537-35-0936	〒439-8650 菊川市堀之内 61
伊豆の国市	政策戦略課	055-948-1415	〒410-2292 伊豆の国市長岡 340-1
牧 之 原 市	商工企業課	0548-53-2647	〒421-0592 牧之原市相良 275

立地する市町	担 当 課	電話番号	住所
東 伊 豆 町	観光商工課	0557-95-6301	〒413-0411 東伊豆町稲取 3354
河 津 町	産業振興課	0558-34-1946	〒413-0595 河津町田中 212-2
南 伊 豆 町	商工観光課	0558-62-6300	〒415-0392 南伊豆町下賀茂 315-1
松 崎 町	企画観光課	0558-42-3964	〒410-3696 松崎町宮内 301-1
西 伊 豆 町	企画課	0558-52-1111	〒410-3514 西伊豆町仁科 401-1
函 南 町	都市計画課	055-979-8117	〒419-0192 函南町平井 717-13
清 水 町	産業観光課	055-981-8239	〒411-8650 清水町堂庭 210-1
長 泉 町	産業振興課	055-989-5516	〒411-8668 長泉町中土狩 828
小 山 町	未来拠点課	0550-76-6129	〒410-1395 小山町藤曲 57-2
吉 田 町	産業課	0548-33-2122	〒421-0395 吉田町住吉 87
川 根 本 町	観光商工課 商工交流室	0547-58-7077	〒428-0411 川根本町千頭 1183-1
森 町	企画財政課	0538-85-6305	〒437-0293 森町森 2101-1

1. 工場立地法の趣旨

工場立地法は、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるよう、工場立地に関する準則等を公表するなどし、もって、国民経済の健全な発展と国民の福祉の向上に寄与することを目的としています（法第1条）。

この法律に基づき、事業者には、製造業等に係る一定規模以上の工場または事業場（以下、『特定工場』という。）の設置等を行う場合の届出等が義務付けられています。

2. 届出の対象 ～特定工場とは～

（参照条文：法第6条、令第1条、令第2条）

次の(1)及び(2)に該当する工場または事業場を「**特定工場**」といい、届出の対象です。

(1) 敷地面積(イ)または建築物の建築面積の合計(ロ)が、次の規模以上であること

イ 敷地面積	9,000㎡以上
ロ 敷地内の建築物の建築面積の合計	3,000㎡以上 ・ 工場のほか、事務所や倉庫等の全建築物を含みます。 ・ 建築面積＝水平投影面積。延床面積ではありません。

(2) 次のいずれかの業種に該当すること

イ 製造業（物品の加工修理業を含む。）※1
ロ 電気供給業（水力発電所、地熱発電所、太陽光発電施設を除く。）※2
ハ ガス供給業
ニ 熱供給業

※1 農業生産物の出荷場は、原則は工場立地法の対象外ですが、農産物を加工して出荷する場合は工場立地法の届出対象となる場合があります。

※2 平成24年6月の工場立地法施行令の一部改正により、太陽光発電施設（メガソーラー）を工場立地法の届出対象から除外されました。

なお、電気供給業ではない特定工場において、太陽光発電施設を設置する場合は、環境施設として届出の対象となります。

3. 届出の要否 ～どんな時、届出が必要か？～

(参照条文：法第6条、法第8条、法第13条、令第1条、令第2条)

届出が必要な場合	届出	参照条文
新しく特定工場を建てる場合 (敷地面積や建築面積の増加、既存施設の用途変更により、特定工場となる場合を含む)	(1) 新設届	法第6条1項
既存工場(昭和49年6月28日に設置されているか新設工事中の特定工場)が、昭和49年6月29日以後、最初の変更を届け出る場合	(2) 変更届	昭和48年法律第108号(一部改正法)附則第3条1項
施行令改正により特定工場の範囲の変更があった場合に新たに特定工場となったものが、範囲変更後、最初に行う変更をする場合	※ただし、変更のない事項も含めて届出をする	法第7条1項
特定工場の届出をした企業が、届出内容の変更をする場合	(2) 変更届	法第8条1項
届出をした者の氏名、名称又は住所を変更した場合	(3) 氏名等変更届	法第12条1項
特定工場の譲受、相続、特定工場を設置した法人の合併などにより、特定工場を承継した場合	(4) 承継届	法第13条3項
特定工場を廃止する場合	(5) 廃止届	

(1) 新設届

特定工場を新設しようとするときに提出します。届出内容は次のとおりです。

- ① 特定工場の設置者の氏名または名称及び住所
- ② 特定工場における製品
- ③ 特定工場の設置の場所
- ④ 特定工場の敷地面積及び建築面積
- ⑤ 特定工場における生産施設、緑地及び環境施設の面積、環境施設の配置
 - ※ 工業団地に特定工場を新設する場合は、次の事項を含む。
工業団地の面積、工業団地共通施設(緑地、環境施設等)の面積等
 - ※ 工業集合地に特定工場を新設する場合は次の事項を含む。
隣接緑地等の面積等、隣接緑地等の整備に係る費用の総額と特定工場の設置者が負担する割合
- ⑥ 工場立地法施行規則で定める汚染物質の最大排出予定量、その予定量を超えないようにするための当該汚染物質に係る燃料や原材料の使用に関する計画、公害防止施設の設置などの措置
- ⑦ 特定工場の新設のための工事の開始の予定日

(2) 変更届

イ 変更届を必要とする場合

次の事項のいずれかについて変更を行おうとするときに提出します（丸数字は、前項(1)新設届の届出の内容と対応します）。

- ② 特定工場における製品
- ④ 特定工場の敷地面積及び建築面積
- ⑤ 特定工場における生産施設、緑地及び環境施設の面積、環境施設の配置
 - ※ 工業集合地に特定工場を設置している場合は次の事項を含む
 - ・ 新たに工業集合地特例を受けようとするとき
 - ・ 工業集合地特例を受けている工場が、隣接緑地等の面積等、その整備に係る費用の総額及び変更届をする者が負担する費用
- ⑥ 工場立地法施行規則で定める汚染物質の最大排出予定量、その予定量を超えないようにするための当該汚染物質に係る燃料や原材料の使用に関する計画、公害防止施設の設置などの措置

ロ 変更届を必要としない軽微な変更（規則第9条）

次のような軽微な変更は、変更届を提出する必要はありません。

- ① 生産施設、緑地、環境施設の面積や配置の変更をしないで、建築面積のみ変更をするとき（例：空地や駐車場等に、事務所等を設置するとき）
- ② 生産施設の修繕を行う場合で、生産施設面積の変更がないとき。又は生産施設面積の変更がある場合でも、修繕に伴い増加する部分の面積が30㎡未満のとき
- ③ 生産施設の撤去のみを行うとき
- ④ 緑地又は緑地以外の環境施設の増加
- ⑤ 緑地又は緑地以外の環境施設の移設（面積の減少をしないこと）
- ⑥ 保安上その他やむを得ない事由による10㎡以下の緑地の削減（速やかに行う必要がある場合に限る）

(3) 氏名等変更届

次のいずれかの場合、氏名等変更届を提出します。

イ 届出者が法人である（＝特定工場の設置者が法人である）場合

- ・ 法人名を変更したとき（ただし、法人の代表者の変更は、届出不要）
- ・ 法人の住所を変更したとき

ロ 届出者が自然人（個人）である（＝特定工場の設置者が法人ではない）場合

- ・ 届出者の氏名を変更したとき
- ・ 届出者の住所を変更したとき

(4) 承継届

次の者は、承継届を提出します。

- イ 特定工場を譲り受けた者、借り受けた者
- ロ 届出をした者が個人の場合は、その相続人
- ハ 届出をした法人に合併があったときは、合併後存続する法人又は合併により設立した法人

(5) 廃止届

特定工場を廃止する場合は、以下に掲げる内容がわかる資料を提出してください。

- ① 特定工場の設置者の氏名又は名称及び住所
- ② 特定工場の設置の場所
- ③ 特定工場における製品
- ④ 特定工場の敷地面積及び建築面積
- ⑤ 廃止後の敷地利用の予定
- ⑥ その他、届出先の市町が定める資料

4. 規制の内容

主に次の3点について規制しています。

- (4.1) 生産施設面積率（敷地面積に対する生産施設の割合（準則第1条））
- (4.2) 環境施設面積率（敷地面積に対する緑地等の面積の割合（準則第2条、第3条））
- (4.3) 環境施設の配置（準則第4条）

具体的な内容は次のとおりです。

(4.1) 生産施設面積率

業種別に、環境負荷の程度及び敷地利用の実態等を勘案して、工場敷地面積に対する生産施設面積の割合の上限が、30～65%の7段階の区分で定められています（p.9「業種別生産施設面積率」を御参照ください。）。

イ 生産施設

工場（機械・設備が設置してある建物）や、プラント類を指します。工場棟とは別棟の独立した建築物である事務所棟、倉庫、研究所棟等は、生産施設に含まれません。

【生産施設に含まれる場合と含まれない場合】

	生産施設に含まれる場合	生産施設に含まれない場合
出荷関連施設 輸送関連施設	生産工程の一環として、製品の包装・梱包をするもの	倉庫内で、出荷のための梱包をするもの
検査所	生産工程の中で、製品抽出検査をするもの	技術開発部門、研究部門の業務の中で行われるもの
発電施設 変電施設	自家発電施設（太陽光・風力発電施設を除く）、ボイラー、コンプレッサー、酸素製造装置、熱交換器	太陽光・風力発電による自家発電施設、変電所、受電設備、工業用水取水・貯水施設、冷水塔、排水施設

* 詳しくは、p.2～3「静岡県内の工場立地法担当窓口」に御相談ください。

ロ 面積

「生産施設面積」は、生産施設の水平投影面積（建築面積）をいい、その測り方は建築基準法施行令第2条第1項第2号の規定によります。

なお、同一建築物の中であっても、壁で明確に仕切られている部分の倉庫や研究部門施設については、生産施設面積から除外することができます。

壁が中空までしかない場合や、移動式カーテンウォールや衝立で仕切られているだけの場合、一連の生産施設とみなします。

ハ 業種別生産施設面積率（平成27年 5 月25日改正）

生産施設 面積率	業種の区分	
30%	第一種	・ 化学工業のうちアンモニア製造業及び尿素製造業 ・ 石油精製業 ・ コークス製造業 ・ ボイラ・原動機製造業
40%	第二種	・ 伸鉄業
45%	第三種	・ 窯業・土石製品製造業 （板ガラス製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ほうろう鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く。）
50%	第四種	・ 鋼管製造業 ・ 電気供給業
55%	第五種	・ でんぷん製造業 ・ 冷間ロール成型形鋼製造業
60%	第六種	・ 石油製品・石炭製品製造業 （石油精製業、潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）及びコークス製造業を除く。） ・ 高炉による製鉄業
65%	第七種	・ その他の製造業 ・ ガス供給業 ・ 熱供給業

(4.2) 緑地面積率・環境施設面積率

特定工場は、全ての業種に共通して、工場敷地面積に対して一定の割合の緑地等を設けなければなりません。

- ・緑地面積率 = 緑地面積／敷地面積×100[%]
- ・環境施設面積率=(緑地面積+緑地以外の環境施設面積)／敷地面積×100[%]

静岡県内の特定工場の緑地面積率・環境施設面積率は、次のように定められています。

① 条例で緑地面積率・環境施設面積率を定めている市町に立地する工場の場合

その市町の条例で定められた割合の緑地や環境施設を設けてください。

(p.17 「6. 各市町の環境施設面積率」を御参照ください。)

② 条例で緑地面積率・環境施設面積率を定めていない市に立地する工場の場合

緑地面積率は20%以上、環境施設面積率は25%以上となるように、緑地や環境施設を設けてください。

③ 条例で緑地面積率・環境施設面積率を定めていない町に立地する工場の場合

企業立地や事業活動を活発化していく上での各種規制等の見直しの一環として、県条例（平成27年10月1日施行）により、次のとおり緩和しています。

③の緑地面積率・環境施設面積率

区域(都市 計画法) 要件	第1種	第2種	第3種	第4種
	住宅地域 商業地域	準工業地域	工業地域 工業専用地域	その他、用途指定 がない混在地域
緑地面積率	20%以上	15%以上	10%以上	20%以上
環境施設面積率	25%以上	20%以上	15%以上	25%以上

法施行（昭和49年）以前に設置されていた工場、いわゆる「既存工場」については、緩和措置として、別の計算式により、緑地面積率・環境施設面積率の下限を定めます。詳しくは、p.2～3 「静岡県内の工場立地法担当窓口」に御相談ください。

静岡県 工場緑化ガイドラインをご利用ください

企業の皆様の実践的な緑化の取組につなげるため、平成27年10月に『静岡県 工場緑化ガイドライン』を作成しました。

ガイドラインでは、県内で先進的な緑化の取り組みを行う企業の事例を中心に、地域の自然環境や景観に合う、質の高い工場緑化に向けた手がかりを示しています。

ガイドラインは、静岡県企業立地推進課のホームページからダウンロードできます。

URL <http://www.pref.shizuoka.jp/sangyou/sa-530/ricchiho/>

イ 緑地

法における緑地は、次のように定義されています（規則第3条）。

緑地は、次の各号に掲げる土地又は施設（建築物その他の施設（以下「建築物等施設」という。）に設けられるものであって、当該建築物等施設の屋上その他の屋外に設けられるものに限る。以下「建築物屋上等緑化施設」という。）とする。

- 一 樹木が生育する区画された土地又は建築物屋上等緑化施設であって、工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するもの
- 二 低木又は芝その他の地被植物（除草等の手入れがなされているものに限る。）で表面が被われている土地又は建築物屋上等緑化施設

ロ 緑地以外の環境施設

次のいずれかに該当する施設に供する工場敷地内の用地で、工場または事業所周辺地域の生活環境の保持に寄与するよう整備、管理がなされているものをいいます（規則第4条）。

「緑地以外の環境施設」の判断基準

- ① オープンスペースであり、かつ、美観等の面で公園的に整備されている。
- ② 一般の利用に供するよう管理されること等により、周辺の地域住民等の健康の維持増進または教養文化の向上が図られる。
- ③ 災害時の避難場所等となることにより防災対策等が推進される。
- ④ 雨水等の流出水を浸透させる等により地下水の涵養が図られる。
- ⑤ 太陽光発電施設（生産施設に該当するものを除く。）については、実際に発電の用に供される。

具体例

修景施設	噴水、水流、池、滝、つき山、飛び石、灯籠、東屋等
屋外運動場	野球場、サッカー場、テニスコート、屋外プール等 (これらに付属する観覧席等を含む。)
広場	簡単な運動や集会が可能で、明確に区分されたオープンスペースで公園的に整備されているところ
屋内運動施設	体育館、屋内プール等（これらに付属する観覧席等を含む）
教養文化施設	企業博物館（製造業に関し、歴史的・文化的価値ある資料を収集・保存・展示している施設）、美術館等
雨水浸透施設	浸透管、浸透ます、浸透側溝、透水性舗装地等 (雨樋のように雨水を通すだけのものを除く)
太陽光発電施設	生産施設ではないこと

【判断に迷うケースの例】

	環境施設に含まれる場合	環境施設に含まれない場合
体育館	・地域住民に開放されている ・災害時の避難所に指定されている ・5倍程度以上の緑地やグラウンドに附置されている 等	・専ら従業員の用に供する
池	・公園的に整備されている貯水池や調整池	・美観を呈さない調整池、単なる排水溝等
広場	・休息、簡単な運動ができるように公園的に整備され、明確に区画されたオープンスペース	・単なる空き地 ・玄関前の車まわり等
雨水浸透施設	・雨水を地下に浸透させ、雨水流出の抑制により、地下水の涵養や浸水害の防止等に資するもの	・雨樋等の雨水を通すためだけのもの

＊ 詳しくは、p.2～3 「静岡県内の工場立地法担当窓口」に御相談ください。

ハ 面積の測定方法

① 緑地

柵、置石、塀などで区画されている緑地は、その区画の面積を測定します。
区画されていないものについては、概ね次のとおりとします。

- i) 一列の並木状の樹木は、当該樹木の両端の樹木に沿って測った距離に1メートルを乗じた面積を緑地面積として測定する。
- ii) 単独の樹木については、当該樹冠の水平投影面積を緑地面積として測定する。
- iii) 低木又は芝その他の地被植物で表面が被われている場合は、当該表面が被われている部分の面積を緑地面積として測定する。

なお、建築物の屋上や壁面を緑化した場合、緑地と緑地以外の施設が重複した場合、一定の割合で緑地として算入できます。

	市	町
算入上限※	緑地面積率の1/4まで。 → 緑地面積率20%の場合、敷地面積の5%まで算入可能	緑地面積率の1/2まで。 → 緑地面積率20%の場合、敷地面積の10%まで算入可能。
補足	・ 傾斜面については、水平投影面積とする。 ・ 垂直壁面については、壁面の長さに1mを乗じた面積とする。	

※ 特定工場が立地する市町が、条例で独自に算入上限を定めている場合は、その条例に従います。市町の条例の制定状況は、p.17「6. 各市町の環境施設面積率」を御参照ください。

* 詳しくは、p.2～3「静岡県内の工場立地法担当窓口」に御相談ください。

② 緑地以外の環境施設

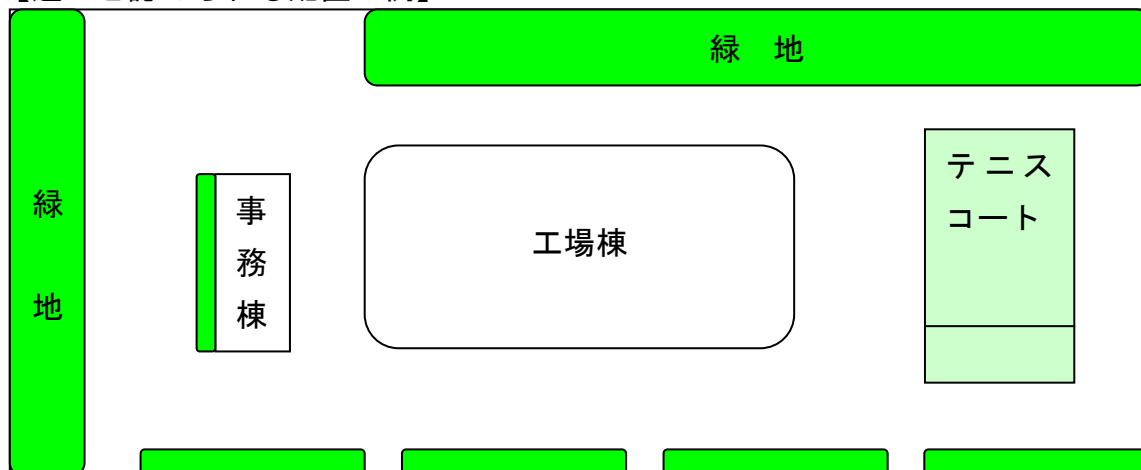
屋外運動場、広場	柵、置石、塀などで当該施設として区画されている土地の面積
屋内運動施設、教養文化施設、太陽光発電施設	水平投影面積
雨水浸透施設	地表に出ている部分の水平投影面積 (埋設部分は面積に算入しない)

(3) 環境施設の配置

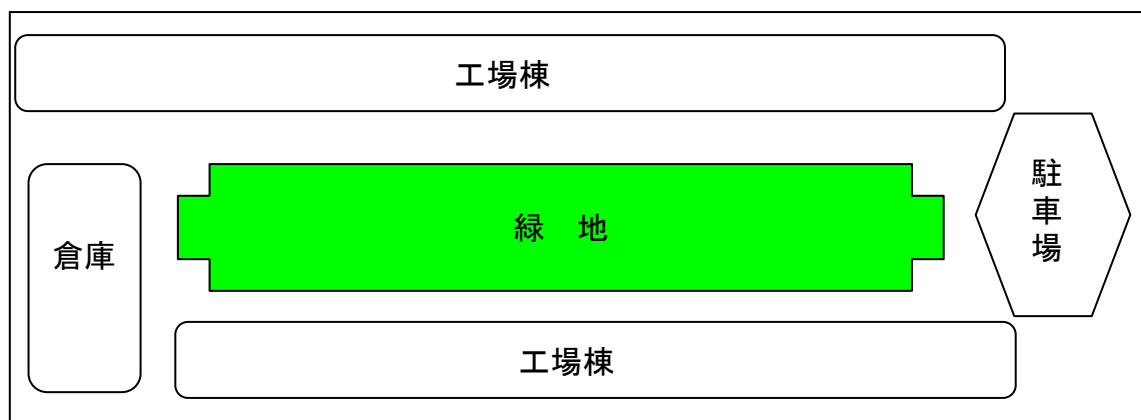
緑地や、緑地以外の環境施設は、できるだけ、工場の周辺部に配置することが必要です。

敷地面積の15%に当たる面積の環境施設は、敷地の周辺部に配置するように心がけてください。

【適正と認められる配置の例】



【適正と認められない配置の例】



5. 届出の方法

(1) 届出先

- ・特定工場の存する地域を管轄する市町の工場立地法担当窓口へ届け出てください。→p. 2～3 静岡県内の工場立地法担当窓口
- ・特定工場の敷地が市や町の境界をまたぐ場合は、敷地の面積の占有割合が多い市町が届出先になります。詳しくは、工場敷地のある市町に御相談ください。

(2) 届出の時期

イ 氏名等変更届、承継届

氏名や名称、住所（法人所在地）の変更、会社合併、相続等があった場合は、遅滞なく、届け出てください。

届出をせず、又は虚偽の届出をした場合は、過料に処せられることがあります。

ロ 新設届、変更届

当該届出に係る工事に着工する前に届け出てください。

届出をせず、又は虚偽の届出をした場合は、懲役や罰金に処せられることがあります。

これらの届出が受理された日から90日を経過した後でなければ、着工することはできません（法第11条第1項）。

この「90日」は、届出の審査や変更命令等を行うための期間を考慮して定められた期間ですが、審査の結果、届出内容が相当である場合についても、受理された日から90日経過後まで着工を制限するのは合理性に欠けます。

このため、この期間を短縮する申請（実施制限期間短縮の申請）を、届出と合わせて行うことができます（法第11条第2項）。

実施制限期間短縮の申請については、各市町の工場立地法担当窓口へ御相談ください。→p. 2～3 静岡県内の工場立地法担当窓口

実施制限期間短縮の申請にあたっての注意事項

新設届または変更届にあわせて実施制限期間短縮の申請を行う場合、届出内容が不適正であれば、予定日に着工できなくなる恐れがあります。

このため、**新設や変更の概要が決まった段階で、当該地域を管轄する工場立地法担当窓口へ御相談することをお勧めしています。**

事前の相談で問題がなく、正式な届出にも不備がなければ、届出が受理されてから90日経過するのを待つことなく着工可能となります。

(3) 届出に必要な書類

届出に必要な書類は次のとおりです。記載方法等は、p. 20以降を御参照ください。また、追加で資料の提出を求められることがありますので、届出をする市町に従ってください。

【特定工場の新設または変更の場合】

①特定工場新設（変更）届出及び実施制限の短縮申請書 （特定工場の新設（変更）の趣旨説明書を含む）	様式B
②特定工場における生産施設の面積	別紙1
③特定工場における緑地面積及び環境施設面積及び配置	別紙2
④事業概要書	様式例第1
⑤生産施設、緑地、環境施設、その他主要施設の配置図	様式例第2
⑥土地利用状況を示した図	様式例第3
⑦工事日程説明書	様式例第4

【会社名変更、住所変更の場合】

①氏名（名称、住所）変更届出書	様式第3
-----------------	------

【承継の場合】

①特定工場承継届出書	様式第4
------------	------

6. 各市町の環境施設面積率（平成29年4月1日現在）

県内の市町における緑地面積率（緑地率）※4・環境施設面積率（環境面積率）※5、重複緑地の算入上限は、次表のとおりです。

市町名	第 1 種区域		第 2 種区域		第 3 種区域		第 4 種区域		重複緑地 算入上限
	住宅地域 商業地域		準工業地域		工業地域 工業専用地域		その他、用途指定 がない混在地域		
	緑地率	環境面積率	緑地率	環境面積率	緑地率	環境面積率	緑地率	環境面積率	
静岡市	20%	25%	10%	15%	5%	10%	20%	25%	緑地面積率の 1/2 まで
浜松市 ※6	20%	25%	10%	15%	5%	10%	20%	25%	
							5%	10%	
沼津市	20%	25%	15%	20%	10%	15%	15%	20%	
富士宮市	20%	25%	10%	15%	5%	10%	5%	10%	
島田市	20%	25%	15%	20%	10%	15%	15%	20%	
富士市	20%	25%	20%	25%	10%	15%	10%	15%	
磐田市 ※7	20%	25%	10%	15%	5%	10%	20%	25%	
							10%	15%	
焼津市	25%	30%	15%	20%	10%	15%	15%	20%	
掛川市 ※8	20%	25%	10%	15%	5%	10%	10%	15%	
							5%	10%	
藤枝市	25%	30%	15%	20%	10%	15%	15%	20%	
御殿場市	20%	25%	10%	15%	10%	15%	15%	20%	
袋井市	20%	25%	15%	20%	10%	15%	15%	20%	
裾野市	20%	25%	15%	20%	10%	15%	20%	25%	
湖西市 ※9	20%	25%	20%	25%	10%	15%	15%	20%	
					5%	10%			
御前崎市 ※10	20%	25%	20%	25%	5%	10%	10%	15%	
							5%	10%	
菊川市	20%	25%	10%	15%	5%	10%	10%	15%	
伊豆の国市	20%	25%	20%	25%	10%	15%	10%	15%	
牧之原市	20%	25%	10%	15%	5%	10%	5%	10%	
清水町	20%	25%	10%	15%	5%	10%	5%	10%	
上記以外の市	20%	25%	20%	25%	20%	25%	20%	25%	1/4まで
上記以外の町	20%	25%	15%	20%	10%	15%	20%	25%	1/2まで

※4 緑地面積率 = 緑地面積 / 敷地面積 × 100

※5 環境施設面積率 = (緑地面積 + 緑地以外の環境施設面積) / 敷地面積 × 100

* 昭和49年6月28日以前から設置されている工場は、緩和措置として、別の計算式を用います。詳しくは、p.2～3「静岡県内の工場立地法担当窓口」に御相談ください。

※6 浜松市：第4種区域において、市街化調整区域内の団地特例認定済工業団地内は下段、それ以外は上段。緑地面積率の算入上限は、市で定める地域は1/2まで。

※7 磐田市：第4種区域において、工業集積区域は下段、それ以外は上段。

※8 掛川市：第4種区域において、市で定める特定区域は下段、それ以外は上段。

※9 湖西市：第3種区域において、工業地域は上段、工業専用地域は下段。

※10 御前崎市：第4種区域において、施行規則で別に定める区域は下段、それ以外は上段。

7. 立地法 Q & A ～よくある質問～

Q. 工場の敷地が 8,000 m²、建築面積が 3,500 m²、倉庫を除く工場部分の面積が 2,300 m²です。工場立地法の届出は必要ですか。

A. 届出が必要です。

「敷地が 9,000 m²以上」と「建築面積が 3,000 m²以上」のどちらかを満たす場合、工場立地法の届出対象となります。「建築面積」は敷地内にある建物全ての建築面積の和です。生産施設面積部分が 3,000 m²未満であっても、建築面積が 3,000 m²以上あれば、工場立地法の届出対象となります。

**Q. 工場を立てる土地は借地ですが、工場立地法の届出は必要ですか。
また、必要ならば、届出は土地の所有者が行うのでしょうか。**

A. 土地が借地であっても、自社所有地であっても届出は必要です。届出は、事業を行う者（工場を実質的に運営管理する者）、つまり工場の所有者が行うことになっています。

Q. 「生産施設面積」は、延床面積ですか、水平投影面積ですか。

A. 水平投影面積です。建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 2 号の測定方法により、測定した面積を使用してください。屋外プラントの面積は、水平投影図の外周によって囲まれる面積です。

Q. 駐車場の整備に緑化ブロックを使った場合、駐車場部分も緑地とみなされますか。

A. 平成 16 年 3 月の法改正により、藤棚の下駐車場、緑化ブロックの駐車場等では、重複緑地として、緑地面積率の 1/4 までを緑地とすることができることになりました。

なお、県内の町及び一部の市では、条例により、緑地面積率の 1/2 までを重複緑地として算入することが可能になりました（参考 p.17）。

ただし、一団のまとまった緑地で手入れが行き届いたものであることは、通常の緑地と同様の基準です。適用にあたっては、各工場立地法担当窓口にご相談ください。

**Q. 自然林を残した形で造成した場合、緑地に含まれますか。
また、斜面地の緑地面積は、どのようにカウントするのでしょうか。**

A. 自然林であっても、定期的に手入れを行い、美観を保持していれば、緑地としてその面積を算入することはさしつかえありません。

斜面地の場合は、その水平投影面積が緑地面積となります。

Q. 以前は、油圧プレスや、液化石油ガス洗浄装置について配置図を記載し、住宅等から 100 メートル以上離すような規定がありました。今は不要なのですか。

A. 平成 10 年 1 月の工場立地法改正により、それまであった「特別配置施設」に関する記載は不要になりました。配置図にも記載不要です。

Q. 同一敷地内で、農業用機械製造(生産施設面積率 45%)と、建設用機械製造(生産施設面積率 55%)を行います。この場合、生産施設面積率はどうなりますか。

A. 農業機械製造にかかる敷地面積と、建設用機械製造に係る敷地面積が明確に区分されている場合は、それぞれの敷地面積にそれぞれの生産施設面積率を乗じたものの和が、工場の生産施設面積率になります。

敷地面積は区分できないが、それぞれの業種にかかる生産施設面積がわかる場合は、敷地面積を生産施設面積の比率で按分して算出してください。

同一工場内の同一設備を使い、生産施設面積率が異なる製品を製造する場合は、低い方の生産施設面積率を適用します。

Q. 同従業員の駐車場が手狭になったので、道を挟んだ向かい側の土地を借りて駐車場にしたいと思います。この場合、敷地面積の増加にあたりますか。

A. 道路幅や、借りる駐車場の位置にもよりますが、**原則は敷地面積の増加になります。**これは、道を挟んだ場所に工場の管理運営上密接な関連を有する施設がある場合は、全体を工場敷地と見るのが妥当だと考えられるからです。

しかし、非常に幅の広い道路があり、工場敷地面積と比較して、社会通念上、一連の土地と考えるにくいものについては、敷地面積に含まないとする場合もあります。

なお、敷地面積の増減は、生産施設の増加や環境施設の減少を伴わない場合でも届出が必要になります。

Q. 敷地内に倉庫を増設するのに伴い、緑地及び環境施設のレイアウトを変更します。緑地及び環境施設部分は増加しますが、届出は必要ですか。

A. 倉庫を増設する時に、緑地及び環境施設の一部をスクラップしても、当該施設を移設することにより面積の減少を伴わない場合は、軽微な変更として届出が不要です。

ただし、周辺の地域の生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがないものに限りです。詳しくは、p. 2～3 「静岡県内の工場立地法担当窓口」に御相談ください。

Q. 工場立地法がなかった昭和 40 年に工場を建てました。現在、緑地は敷地面積の 13%程度しかありません。

生産施設を増設したいのですが、現在の敷地内では、工場立地法に規定の緑地面積率や環境施設面積率を確保することが物理的に困難です。増設はあきらめなければならないでしょうか。

A. 昭和 49 年 6 月 28 日以前からある工場については、緑地面積率や環境施設面積率を満たさない場合でも、「準則計算」によって算出される緑地（環境）面積を整備すれば、生産施設を増設することができます。

「準則計算」は、法施行以前にあった工場部分の生産施設面積、緑地面積、環境施設面積などにより行います。詳しくは、p. 2～3 「静岡県内の工場立地法担当窓口」に御相談ください。

8. 書類の記載例

法第8条第1項の変更届を例に記載例を作成しました。

これを参考に届出書類を作成してください。

また、不明な点につきましては、各工場立地法担当窓口にご相談ください。

特定工場新設(変更)届出及び実施制限期間の短縮申請書(一般用)

平成 〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

〇〇市・町長 殿

届出者 住 所 〒420-**** 静岡市葵区〇〇町×-×
会社名 静岡新産業株式会社
代表者氏名 代表取締役 静岡 県太郎 印
(担当者) 管理課 倉松 電話番号 054-***-****

工場立地法第6条第1項(第7条第1項、第8条第1項、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律(昭和48年法律第108号。以下「一部改正法」という。)附則第3条第1項)の規定により、特定工場の新設(変更)について、次のとおり届け出るとともに工場立地法第11条第1項の期間の短縮方を申請します。

1	特定工場の設置の場所 〒420-**** 静岡市葵区〇×町△-△		
2	特定工場における製品(加工修理業に属するものにあつては加工修理の内容、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に属するものにあつては特定工場の種類)	自動車部分品・付属品製造業 3 0 1 3	
3	特定工場の敷地面積	33,000 m ²	
4	特定工場の建築面積	17,900 m ²	
5	特定工場における生産施設の面積	別紙1のとおり	
6	特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置	別紙2のとおり	
7	工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び工業団地の環境施設の配置	別紙3のとおり	
8	隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用	別紙4のとおり	
9	特定工場の新設(変更)のための工事の開始の予定日	造成工事等	年 月 日
		施設の設置工事	平成 〇〇 年 5 月 5 日
※	整理番号	号	※ 備 考
※	受理年月日	年 月 日	
※	審査結果		

- 備考 1 ※印の欄には、記載しないこと。
- 2 6 欄から 8 欄について、規則第 4 条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設と重複する土地及び規則第 3 条に規定する建築物屋上等緑化施設はそれ以外の緑地と区別して記載すること。
- 3 法第 6 条第 1 項の規定による新設の届出の場合は、1 欄から 9 欄までのすべての欄(特定工場の設置の場所が工業団地に属しない場合は 7 欄を、工業集合地特例の適用をうけようとしなない場合は 8 欄を除く。)に記載すること。
- 4 法第 7 条第 1 項又は一部改正法附則第 3 条第 1 項の規定による変更の届出の場合は、1 欄から 9 欄までのすべての欄(特定工場の設置の場所が工業団地に属しない場合は 7 欄を、工業集合地特例の適用をうけようとしなない場合は 8 欄を除く。)に記載するとともに、2 欄から 6 欄まで及び 8 欄のうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させること。
- 5 法第 8 条第 1 項の規定による変更の届出の場合は、1 欄から 9 欄に記載するとともに、2 欄から 6 欄まで及び 8 欄のうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。
- 6 9 欄については、埋立及び造成工事を行う場合にあつては造成工事等の欄に、生産施設、緑地等の施設の設置工事を行う場合にあつては施設の設置工事の欄に、それぞれ該当する日を記載すること。
- 7 届出書及び別紙の様式の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格 A 4 とすること。

特定工場の新設(変更)の趣旨説明書

1 会社概要

(ふりがな) しずおかしんさんぎょうかぶしきがいしゃ
会 社 名 静岡新産業株式会社

住 所 静岡市葵区〇〇町×-×

設備投資予定額 600百万円
(うち用地費) (100百万円)

2 新設(変更)の内容 (各施設の単位を標準にして該当するものに○印をつけてください)

敷 地	☐ 増	☐ 減	変更なし
生 産 施 設	新設 ☒ 増設	改築(全部、一部) ☒ 撤去(全部、 ☐ 一部)	変更なし
緑 地	新設 ☒ 増設	配置替え ☒ 撤去(全部、 ☐ 一部)	変更なし
緑地以外の環境施設	新設	増設	配置替え 撤去(全部、一部) 変更なし

3 新設(変更)の趣旨説明

●届出理由

敷地及び生産施設面積の増加に伴い、緑地面積を増加させる。

事務所・倉庫棟については変更なし。

*その他特記事項がある場合、この欄に記載ください。

●届出概要

敷地面積	26,000→33,000㎡	
建築面積	16,800→17,900㎡	
生産施設面積	9,551→10,651㎡	[敷地面積に対し 32.3 %]
緑地面積	5,460→ 7,490㎡	[敷地面積に対し 22.6 %]
環境施設面積	1,080㎡	[敷地面積に対し 3.2 %]
製品名	トランスミッション部品	

特定工場における生産施設の面積

生産施設の名称	施設番号	面積 (㎡)		増減面積 (㎡)	
		変更前	変更後	増加面積	減少面積
第1工場	セ-1	3, 0 2 8	2, 8 5 3		1 7 5
第2工場	セ-2	2, 7 6 5	3, 2 8 4	8 4 7	3 2 8
第3工場	セ-3	2, 2 2 4	2, 2 2 4		
第4工場	セ-4	1, 0 3 5	1, 0 3 5		
ボイラー室	セ-5	4 9 9	4 9 9		
第5工場	セ-6	なし	7 5 6	7 5 6	
生産施設の面積の合計		9,551㎡	10,651㎡	1,603㎡	503㎡

生産施設の建築面積
(水平投影面積であり、
延べ床面積でない)

備考

- 1 施設の番号欄にはセー 1 から始まる一連番号を記載すること。ただし、法 8 条第 1 項の規定による変更の届出の場合には、その変更に係る施設に対応する変更前の施設があるときは当該変更前の施設の届出済の番号を記載し、その変更にかかる施設に対応する変更前の施設がないときは、届出済の一連番号の次の番号を新たに設けてそれを記載すること。
- 2 法第 7 条第 1 項又は一部改正法附則第 3 条第 1 項の規定による変更の届出の場合は、面積欄を変更前と変更後に区分し、変更前の欄には全部の施設の面積を記載するとともに、その変更に係る施設に対応する変更前の施設がないときは「なし」と記載し、変更後の欄にはその変更に係る施設の変更後の面積のみ記載すること。
- 3 法第 8 条第 1 項又は規定による変更の届出の場合は面積欄を変更前と変更後に区分し、その変更に係る施設についてのみ記載し、その施設に対応する変更前の施設がないときは、変更前の欄には「なし」と記載すること。
- 4 増減面積欄には法第 7 条第 1 項、法第 8 条第 1 項又は一部改正法附則第 3 条第 1 項の規定による変更の届出の場合のみ記載すること。
- 5 生産施設の面積の合計の欄は、変更の届出の場合にあっては、変更前と変更後に区分し、それぞれの欄に当該特定工場における全生産施設の面積の合計を記載すること。

特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置

1 緑地及び環境施設の面積

緑地（様式第 1 又は第 2 備考 2 で区別することとされた緑地を除く。）の名称	施設番号	面積（㎡）
正門前 植え込み	リ - 1	230
敷地北側周辺部 高木並木	リ - 2	2,580
敷地南側周辺部 低木地	リ - 3	1,620
敷地東側周辺部 高木並木	リ - 4	980
敷地西側 芝生	リ - 5	1,050
緑地面積（様式第 1 又は第 2 備考 2 で区別することとされた緑地を除く。）の合計		6,460 ㎡
様式第 1 又は第 2 備考 2 で区別することとされた緑地の名称	施設番号	面積（㎡）
第一工場屋上	ジ - 1	350
従業員駐車場	ジ - 2	680
様式第 1 又は第 2 備考 2 で区別することとされた緑地面積の合計		1,030 ㎡
緑地面積の合計		7,490 ㎡
緑地以外の環境施設の名称	施設番号	面積（㎡）
池	カ - 1	280
テニスコート	カ - 2	800
緑地以外の環境施設の面積の合計		1,080 ㎡
環境施設の面積の合計		8,570 ㎡

2 環境施設の配置

敷地の周辺部に配置する環境施設の各施設番号	リ - 1、2、3、4、5及びリ - 1の一部
敷地の周辺部に配置する環境施設の面積の合計	5,500 ㎡
配置について勘案した周辺の地域の土地利用の状況などとの関係	正門前は県道に面しており、また、北側に住宅が密集しているため、極力緑地帯を多くとり、環境保全に配慮した。

備考

- 1 緑地の名称の欄には、区画毎に緑地の種類及びその設置の場所を記載すること。
- 2 その他は、別紙 1 の備考 1 から 3 まで及び 5 と同様とする。この場合において、「セー 1」とあるのは、緑地（様式第 1 又は第 2 備考 2 で区別することとされた緑地を除く。）にあつては「リー 1」と、様式第 1 又は第 2 備考 2 で区別することとされた緑地にあつては、「ジー 1」と、緑地以外の環境施設にあつては「カー 1」と読み替えるものとする。

様式例第 1

整理番号

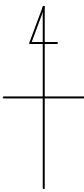
事業概要説明書

1	生産開始の日	(操業 S52. 9月) 今回の変更に係る稼働日：平成〇〇年10月12日					
2	主要製品別生産能力及び生産数量						
	製品名	生産能力		生産数量			
		変更前	変更後	変更前	変更後		
	トランスミッション部品	10,000	15,000	8,000	12,000		
3	水源別工業用水使用量 計 550 (単位：トン／日)						
	上水道	工業用水道	河川表流水	井戸水	その他	回収水	海水
	300			200		50	
4	電力の使用量 計 20,000 (単位：KWH／日)						
	買電による電力使用量			自家発電による電力使用量			
	20,000						
5	従業員数 計 270 (単位：人)						
	職員	男 28	工員	男 132	計	男 160	
		女 12		女 98		女 110	

- 備考 1 生産能力及び生産数量は、各々の業種に応じ通常用いる単位で記載して下さい。
(例 トン／日、m³／月等)
- 2 事業概要説明書の用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 を用いて下さい。

生産施設、緑地、緑地以外の環境施設その他の主要施設の配置図

別添図面のとおり



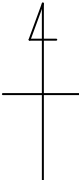
縮尺 1 /

- 備考1 配置図に記載する生産施設は、建築物のあるものは建築物単位で、ないものは個々に記入して下さい。
- 2 その他の主要施設には貯水池、井戸等の工業用水施設、電力施設、公害防止施設、倉庫、タンク等の貯蔵施設、駐車場等を含みます。配置図にはそれらの位置、形状を明示するとともに、それらの名称を付記してください。
- 3 生産施設、緑地、緑地以外の環境施設は、下表に指定する淡い色彩でそれらの位置、形状を着色して明示するとともに、規則による届出書の別紙1～3に記載した施設番号を付記して下さい。

施設の名称	色 彩
生産施設	青
緑地	緑
様式第1又は第2で区別することとされた緑地	網掛け
緑地以外の環境施設	黄

- 4 変更の届出の場合には、変更前と変更後の状態が比較対照できるように明示して下さい。
- 5 図面には縮尺並びに方位を示す記号を記載して下さい。図面の縮尺は、原則として敷地面積が100ha未満の工場等にあつては五百分の一ないし千分の一、100ha以上500ha未満の工場等にあつては千分の一ないし二百分の一、500ha以上の工場等にあつては二百分の一ないし三千分の一程度として下さい。
- 6 環境施設のうち屋内運動施設又は教養文化施設がある場合は、当該施設の利用規程及びその周知方法を記載した書類を添付してください。

特定工場用地利用状況説明書

特定工場敷地面積	33,000^{m²}		うち自己所有地	33,000^{m²}
都市計画法上の区域区分 (*右記の該当項目を ○で囲んで下さい。)	①工業専用地域 ④住居系地域 ⑦未線引都市計画区域	②工業地域 ⑤商業地域 ⑧都市計画区域外	③準工業地域 ⑥市街化調整区域 ⑨都市計画なし	
特定工場用地利用状況説明図  前回届出時とほぼ同様につき省略		特定工場の用に供する土地の説明 宅地 (準工業地域)		
縮尺 1 /				

- 備考 1 自己所有地には、現在所有している土地及び将来自分の土地となることが確実である土地を含みます。
- 2 都市計画法上の用途地域を記入してください。
- 3 特定工場の用に供する土地の説明の欄には、当該土地が埋立地、埋立予定地、空地、農用地、工業団地等の別を記入してください。
- 4 特定工場土地利用状況説明図には、当該特定工場の周辺 2 km 程度の範囲内で海面、河川、湖沼、埋立地、山林、農用地、学校・病院・公園等の用地、住宅地、工業用地等の土地の利用状況を明示してください。

特定工場の新設等のための工事の日程

		工事の日程									
		○年 4月	○年 5月	○年 6月	○年 7月	○年 8月	○年 9月	○年 10月	○年 11月	○年 12月	△年 1月
造成（埋立）工事 敷地の増減の移転登記等を記載											
生産施設の設置工事											
施設の名称	施設番号										
第1工場	セ－1	5/6	← 建屋 →	7/31	8/1	← 設備 →	9/30	10/12			
第2工場	セ－2	5/6	← 建屋 →	7/31	8/1	← 設備 →	9/30	稼働日 ◎			
第5工場	セ－6	5/6	← 建屋 →	7/31	8/1	← 設備 →	9/30				
環境施設・緑地の設置工事											
施設の名称	施設番号										
北側周辺部	リ－2	配置	6/1	7/12							
西側芝生	リ－5	変更	6/1	7/12							
ボイラー周辺	リ－6	設置	7/15				9/30				
入口並木	リ－7	設置	8/1				10/3				
その他の主要施設の設置工事											

備考1 工事の日程の欄には、工事の種類ごとに工事の期間を←→印で記載するとともに、当該工事の開始と終了の日を付記して下さい。

なお、生産施設については、当該生産施設の運転の開始の日も工事の日程の欄にあわせて明記して下さい。

また、生産施設の設置工事、環境施設・緑地の設置工事において既存施設の廃棄工事が行われる場合には、当該廃棄工事の日程も記載して下さい。

2 施設の名称、施設番号の欄には規則による届出書の別紙1～3に記載した生産施設、緑地、緑地以外の環境施設の名称、番号を記載して下さい。

3 事務所、倉庫等その他の主要施設の設置工事の日程の欄には、当該工事の開始が生産施設の設置工事、環境施設・緑地の設置工事のいずれよりも早い場合にのみ当該施設の種類の欄に明記して下さい。

4 変更の届出の場合には、変更に係る施設について記載して下さい。

準 則 計 算 表

(昭和49年6月28日以前に設置された既存工場が生産施設を増設される場合、この計算表を添付してください)

細分類業種名 自動車部分品・付属品製造業
 細分類番号 3013
 γ : 0.4 α : 1.2

(1) 生産施設

$$P \leq \gamma (S - P_0 / \gamma \alpha) - P_1 \quad (\text{単一業種})$$

$$0.4 \times (20,000 - 8,200 / 0.4 \times 1.2) - (-2,000) = 3,166$$

今回の増設計画 = 2,500 $\leq$ 3,166 であり、準則を満たす。

(2) 緑 地

$$G \geq P / \gamma \times (0.2 - G_0 / S) \quad (\text{単一業種})$$

$$2,500 / 0.4 \times (0.2 - 2,000 / 20,000) = 625$$

今回の設置計画 = 1,000 $\geq$ 625 であり、準則を満たす。

(3) 環境施設

$$E \geq P / \gamma \times (0.25 - E_0 / S) \quad (\text{単一業種})$$

$$2,500 / 0.4 \times (0.25 - 2,200 / 20,000) = 875$$

今回の設置計画 = 1,000 $\geq$ 875 であり、準則を満たす。

備考

1 業種については日本標準産業分類の中分類業種名と細分類番号を記載のこと。

2 2以上の業種に属する特定工場等の場合には様式は特に定めていない。業種毎の生産施設を γ 、 α の値別に整理したものを記載すること。

なお、二以上の業種に属する特定工場等の場合は、次の式を満たす必要がある。詳細は、工場立地に関する準則の（備考）によること。

生産施設

緑地

環境施設

$$\sum_{i=1}^n \frac{P_i}{\gamma_i} \leq S$$

$$G \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.2 - \frac{G_0}{S} \right)$$

$$E \geq \sum_{j=1}^n \frac{P_j}{\gamma_j} \left(0.25 - \frac{E_0}{S} \right)$$

3 過去の準則計算推移表を添付すること。

4 計算は小数点第5位を四捨五入すること。



特定工場届出の手引き

発行元：静岡県経済産業部商工業局 企業立地推進課

TEL：054 - 221 - 3262

FAX：054 - 221 - 3216

E-mail：kishinsan@pref.shizuoka.lg.jp